

長崎県建設関連業務委託総合評価落札方式試行要領

制定 令和2年9月30日 2建企第361号

最終改正 令和7年3月21日 6建企第334号

第1条 目的

本要領は、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、建設関連業務委託に関する入札を総合評価落札方式による一般競争入札（WTO対象業務を除く。以下同じ。）（以下、「総合評価落札方式」という。）により実施する場合の事務処理について必要な事項を定める。

第2条 対象となる業務

本要領は、長崎県財務規則第2条第6号に規定する者（以下、「契約担任者」という。）が、本要領に基づき執行することが妥当と認められる業務において、次に定める建設関連業務委託に係る請負契約を締結しようとする場合に適用する。

（1）簡易型

特に高度な技術力を要する業務において、企業と配置予定技術者の経験・能力の他、品質確保・向上に関する提案を求め、評価するもの。

（2）特別簡易型

比較的高度な技術力を要する業務において、企業と配置予定技術者の経験・能力により評価するもの。なお、入札参加見込み企業により以下のとおり区分する。

- ・特別簡易1型 県内企業及び県外企業の双方の入札参加を見込む型式
- ・特別簡易2型 入札参加者を県内企業のみとする型式

第3条 学識経験を有する者の意見の聴取

- （1）「契約担任者」は、「総合評価落札方式」による入札を実施しようとする場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第4項及び第5項に関する事項、その他必要な事項に関し、学識経験を有する者の意見を聴かなければならないものとする。なお、この場合、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の規定に基づき、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。
- （2）「契約担任者」は、「総合評価落札方式」による入札を実施しようとする場合は、事前に「実施対象業務の適否」及び「落札者決定基準」について、「業務概要書」（様式9号）及び「総合評価落札方式による「加算点配点基準」調書」（様式10号）並びに長崎県建設関連業務委託制限付一般競争入札実施要綱（平成22年3月25日21建企第735号）（以下、「実施要綱」という。）第4条に規定する競争参加資格設定調書を、「実施要綱」第2条（5）に定める競争参加資格委員会（以下、「競争参加資格委員会」という。）で審査を受けるものとする。
- （3）「契約担任者」は、前号の審査後、速やかに長崎県総合評価審査委員会設置要領（平成19年1月19日18監第469号）に基づき設置された長崎県総合評価審査委員会（以下、「総合評価審査委員会」という。）に、「実施対象業務の適否」及び「落札者決定基準」については様式9号及び様式10号により意見を聴取しなければならない。
- （4）「契約担任者」は、品質確保・向上に関する提案について、競争参加資格委員会（委員長が別に定める「技術審査分科会」）の審査後、速やかに「総合評価審査委員会」に「技術資料（品質確保・向上に関する提案）評価集計表」（様式11号）を提出し、意見を聴取しなければならない。

第4条 入札方式

「総合評価落札方式」による入札は、「実施要綱」第2条（10）に定める事前審査型入札の規

定を準用するものとし、本要領に定める事項を優先して適用する。

- 2 「総合評価落札方式」の入札を電子入札システム及び電子入札補助システム（以下「電子入札システム等」という。）で実施する場合は、長崎県建設工事等電子入札実施要綱（平成 18 年 1 月 15 日 17 監第 426 号）（以下、「電入要綱」という。）第 2 条に規定する建設関連業務委託（以下、「電子入札対象業務委託」という。）に適用する。

第 5 条 総合評価の評価方法

「総合評価落札方式」の評価方式は、以下のとおり区分する。

（ 1 ）事前評価タイプ

入札に参加しようとする者（以下、「入札参加希望者」という。）から、事前に「技術資料等」の提出を求め、開札前に競争参加資格の審査及び企業の技術力の評価を行う方式である。

（ 2 ）事後評価タイプ

入札参加者から、入札書と同時に「技術資料等」の提出を求め、開札後に競争参加資格の審査及び企業の技術力の評価を行う方式であり、特別簡易型に適用する。

（ 3 ）事前事後混在タイプ

「入札参加希望者」から、事前に「技術資料等」のうち、品質確保・向上に関する提案の提出を求め、開札前に評価を行い、入札書と同時に、品質確保・向上に関する提案以外の「技術資料等」の提出を求め、開札後に競争参加資格の審査及び品質確保・向上に関する提案以外の企業の技術力の評価を行う方式であり、簡易型に適用する。

第 6 条 総合評価の方法

評価値は、以下の算定式により算定するものとする。

評価値 = 価格評価点 + 技術評価点

価格評価点 = (価格評価点の配分点) × (1 - 入札価格 / 予定価格)

技術評価点 = 技術評価の得点

- 2 価格評価点の配分点は、簡易型及び特別簡易型ともに 1 0 0 点とする。

第 7 条 入札公告

「契約担任者」は、「総合評価落札方式」による入札を実施しようとする場合、「実施要綱」の規定に基づき、ア～キを公告する。

ア 「総合評価落札方式」による旨

イ 価格以外の評価点の評価項目、配点及び評価基準に関すること

ウ 総合評価の方法及び落札者の決定方法

エ 「技術資料等」を提出することとし、一部でも欠いた者が行った入札は無効となる旨

オ 長崎県建設関連業務委託低入札価格調査制度試行要領（令和2年9月30日2建企第363号）

（以下、「低入札要領」という。）に基づく調査は、「低入札要領」第 3 条に規定する低入札調査基準価格を下回った入札者（以下、「低入札調査対象者」という。）のうち、開札後の審査の結果、落札決定者になりえる者を対象とする旨

カ 競争参加資格がないと認められた者又は入札に参加した者で落札者とされなかった者については長崎県建設関連業務委託苦情処理手続要綱（平成22年3月25日21建企第735号）に基づき申立てができる旨

キ その他総合評価に関する事項

第 8 条 競争参加資格申請書等の提出

「入札参加希望者」は、「実施要綱」第 7 条第 1 項に規定する競争参加資格確認申請書（様式

第2号。以下「申請書」という。)のみを、入札公告に定める提出期間内に、持参又は郵送(一般書留郵便又は簡易書留郵便で提出期限内必着。)しなければならない。なお、第5条に規定する事後評価タイプ及び事前事後混在タイプは、以下に規定する書類を提出期間内に提出することとする。ただし、第27条に規定する特例を適用する場合は、この限りではない。

	簡易型	特別簡易型
提出書類	第9条第1項第2号に定める書類(品質確保・向上に関する提案)	「実施要綱」第7条第2項及び第3項に定める書類
提出期間	第9条第2項第2号に定める期間	入札書の提出開始日から入札書の提出期限日

2 「電子入札対象業務委託」の場合は、前項に規定する提出書類を、電子入札補助システムにより提出するものとする。

第9条 技術資料等の提出

「入札参加希望者」は、以下に示す「技術資料等」のうち、入札公告において指定するものを提出しなければならない。

- (1) 様式1号：技術資料(企業・配置予定管理技術者の経験及び能力)
- (2) 様式2号：技術資料(品質確保・向上に関する提案)
- (3) 様式3号：技術資料(企業の同種業務実績表)
- (4) 様式4号：技術資料(県内在住技術者の雇用状況確認表)
- (5) 様式5号：技術資料(県内在住女性・若手職員の雇用状況確認表)
- (6) 様式6号：技術資料(企業の業務成績評定一覧表)
- (7) 様式7号：技術資料(配置予定管理技術者の経験及び能力)
- (8) その他競争参加資格委員会が必要と認めるもの。

2 「技術資料等」は、次の各号に規定する提出期間内に、持参又は郵送(一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る。提出期限内必着。)しなければならない。ただし、第27条に規定する特例を適用する場合は、この限りではない。

- (1) 企業・配置予定管理技術者の経験及び能力に係る資料(前項に規定する様式2号以外の資料)は、入札書の提出開始日から入札書の提出期限日までに入札書と同時に提出しなければならない。
- (2) 品質確保・向上に関する提案に係る資料(前項に規定する様式2号)は、公告日の翌日から起算して15日以内(休日を除く。)に提出しなければならない。

3 「技術資料等」の提出方法は以下のとおりとする。

入札方法	提出方法	提出部数
紙入札	持参の場合	電子媒体(CD)2部
	郵送の場合	電子媒体(CD)1部

4 「電子入札対象業務委託」における「技術資料等」の提出は、第8条第2項の規定を準用する。

5 「技術資料等」及び添付書類の作成に要する費用は、「入札参加希望者」の負担とし、これらの書類は返却しないものとする。この場合において、「技術資料等」及び添付書類の内容を公表、又は無断で他の用途に使用してはならない。

6 提出期限内に「技術資料等」を提出しなかった者が行った入札は、無効とする。

7 「技術資料等」の提出期限後は、既に提出された「技術資料等」の訂正、差し替え及び再提出は認めないものとする。

- 8 配置予定管理技術者の変更は認めないものとする。
- 9 「技術資料等」及び添付書類の諸様式の配布期間、配布場所及び配布方法は、入札公告に明示するものとする。

第10条 一括審査方式について

「契約担任者」は、以下の要件に該当する複数業務の総合評価落札方式を実施する場合は、一括審査方式による発注、及び「技術資料等」の提出を一括して求めることができるものとし、入札公告においてその旨を公告するものとする。

- (1) 同一発注機関で同一日に入札公告を行い、同一日に開札する業務であること。
 - (2) 同種業務として発注する業務であること。
 - (3) 評価項目等が同一であること。
- 2 「入札参加希望者」は、一括審査方式の対象業務のすべての業務又は希望する業務のみ参加することができるものとする。
 - 3 前項において「技術資料等」を一括して提出する場合は、「技術資料等の一括提出誓約書(単体用)」（様式8-1号）又は「技術資料等の一括提出誓約書(共同企業体用)」（様式8-2)を提出しなければならない。
 - 4 開札日時が早い業務から評価値が最も高い者に落札決定を行うものとする。
 - 5 落札者決定の通知を受けた者は、以降の入札の落札者にはなり得ないものとする。
 - 6 「電子入札対象業務委託」における技術資料等の一括提出誓約書の提出は、第8条第2項の規定を準用する。

第11条 現場説明会

行わない。

第12条 競争参加資格及び企業の技術力の審査方法

競争参加資格及び企業の技術力の審査は、開札後に行うものとし、入札価格と入札参加者の自己審査点で算出された評価値が最も高い者の審査を行い、その結果、競争参加資格を有し、評価値が最も高い者であると判断された場合は、他の入札参加者の審査は行わないものとする。ただし、簡易型の場合は、入札価格と第16条の規定に基づき審査した品質確保・向上に関する提案の得点及び自己審査点で算出された評価値が最も高い者の審査を行う。

- 2 各評価項目の自己審査点に誤りがあった場合は、以下のとおりとする。
 - ・自己審査点が「技術資料等」の審査結果より過大である場合は、「技術資料等」の評価点数を採用する。
 - ・自己審査点が「技術資料等」の審査結果より過小である場合は、自己審査点の評価点数を採用する。
- 3 入札価格と入札参加者の自己審査点等で算出された評価値が最も高い者が、競争参加資格を有しない場合又は自己審査点に誤りがある場合、低入札調査における無効、辞退により、評価値が最も高い者ではないと判断された場合は、その者の次に評価値の高い者の審査を行うものとする。

第13条 競争参加資格の確認

「契約担任者」は、開札後速やか（原則開札後3日以内）に、「実施要綱」第10条第1項に規定する競争参加資格確認申請書一覧表（様式8号）を作成し、「競争参加資格委員会」に提出しなければならない。

- 2 前条の審査において、競争参加資格を有しない者には、「実施要綱」第20条第2項に規定する競争参加資格要件不適格通知書（様式11号）により通知する。

第14条 入札参加者の選定

簡易型を実施する場合で、「入札参加希望者」が10者を超える場合は、「長崎県建設コンサルタント業務等の指名基準」（平成18年4月28日第563号）に基づき、建設関連業務指名業者選定システム（以下、「選定システム」という。）により10者に選定する。ただし、参加者が10者に満たない場合は、「入札参加希望者」の選定を行わない。

- 2 入札参加者の選定を行った場合、「契約担任者」は、競争参加資格委員会において「入札参加希望者」の選定結果を、競争参加資格確認通知書（「実施要綱」様式第9号）により、第8条第1項に規定する書類の提出期限の翌日から起算して10日以内（休日を含む。）にすべての「入札参加希望者」に通知するものとする。また、前項の「選定システム」により、非選定となった者については、競争参加資格がないと認めた理由欄に「入札参加者を選定するための基準により非選定」の旨を記載するものとする。

第15条 企業・配置予定管理技術者の経験及び能力の審査

「契約担任者」は、入札参加者について、開札後速やか（原則開札後3日以内）に、「評価値算定表」（様式18号）を作成し、「競争参加資格委員会」で審査を受けるものとする。

第16条 品質確保・向上に関する提案の審査

「契約担任者」は、「技術資料等」の提出があった者について、提出期限日の翌日から起算して15日以内（休日を除く）に、技術資料（品質確保・向上に関する提案）評価集計表（様式11号）を作成し、競争参加資格委員会（「委員長」が別に定める「技術審査分科会」に委ねた場合は「技術審査分科会」）で審査を受けるものとする。

第17条 入札

入札参加者は、入札書提出時には、長崎県建設工事執行規則（昭和49年長崎県規則第30号第7条2）に定める様式4号及び様式5号を提出するものとする。

- 2 「電子入札対象業務委託」の場合は、「電入要綱」第15条の規定に基づき、電子入札システムで入札書を提出するものとする。
- 3 「電入要綱」第26条の規定に基づき、紙入札へ移行することが承認された場合は、同条に規定する方法で入札書を提出するものとする。
- 4 入札参加者は価格及び価格以外の要素をもって入札するものとし、「技術資料等」提出時に、本技術資料をもって入札に参加する旨の誓約（様式1号）を行うものとする。

第18条 入札の無効

「技術資料等」の提出を一部でも欠いた者、重大な誤記記載があった者、技術提案が不適切な者及び「技術資料等」に虚偽記載等の明らかに悪質な行為があった者の入札は無効とする。

第19条 低入札調査の実施

本要領に定める入札においては、著しく低い価格により契約内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるか否かについて、「低入札要領」に基づく調査を実施し、調査の結果、順位に変動が無いか確認するものとする。

第20条 開札

入札執行者は、開札後、入札が不調になった場合を除き、入札会場において（「電子入札対象業務委託」の場合は電子入札システムにより）「保留」を宣言し、次に掲げる内容を告知して入札を終了するものとする。

ア 全入札参加者の業者名及び応札金額

イ 予定価格の範囲内の者について、総合評価を実施する旨

ウ 予定価格及び低入札要領第3条の規定に基づく低入札調査基準価格

エ 「低入札要領」第4条の規定に基づく「低入札調査対象者の全員」のうち、開札後の審査の結果、落札決定者になりえる者に、「低入札要領」第6条の規定に基づく調査資料の提出の旨（資料の提出の通知を受けた日の翌日から3日以内（休日除く））

オ その他必要な事項

2 入札執行者は、開札後、競争参加資格委員会の審査後速やかに、落札者の決定を行うものとする。ただし、談合情報があった場合、入札結果に不自然さがあった場合、くじ引きを実施する場合等、落札者の決定を直ちに行うことができない場合を除く。

第21条 落札者の決定

「契約担任者」は、第6条の規定に基づき入札参加者の総合評価を行い、落札者を決定するものとする。

2 「低入札調査対象者」があった場合、「契約担任者」は「低入札要領」第6条の規定に基づき調査を実施し、「低入札調査対象者の全員」のうち、落札決定者になりえる者の入札価格により、契約の内容に適合した履行がなされると認める者及び「低入札調査対象者」以外の予定価格の範囲内にある者のうち、評価値が最も高い者を落札者とするものとする。

3 「低入札調査対象者の全員」のうち、落札決定者になりえる者の入札価格により、契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるときは、その者の行った入札は無効とする。

4 落札者となるべき評価値の最も高い者が2者以上あるときで、くじ引きにより落札者を決定する場合は、以下のとおりとする。

(1) 「電子入札対象業務委託」の場合は、電子入札システムにより入札参加者に付与されたくじ番号を使用し、以下の方法で落札者を決定する。

くじ対象者について、初回時の設計図書ダウンロード日時により順位をつける。

次の計算式により「余り」を求める。

くじ対象者のくじ番号の合計 / くじ対象者数 = 余り

余り に“1”を加算した数が、 の提出順位と同じであるくじ対象者が落札者となる。

「くじ引きの結果について」（様式15号）を作成する。

(2) 「電子入札対象業務委託」以外の場合は、くじ引きの開催について、以下の通知を電送を行うものとする。

「くじの実施について（通知）」（様式15号）

「FAX送信票兼受領書」（様式16号）

「建設関連業務委託の入札結果等の公表について（令和2年9月30日付2建企第365号改正通知）」（以下「入札結果等の公表について」という。）に定める入札結果一覧表（別紙様式1-2）及び「総合評価落札方式評価表」（様式20号）に【落札決定前】と記載したもの。

第22条 落札者がいない場合の取扱い

落札者がいない場合は入札不落とし、当該入札にかかる設計書は廃工とする。なお、入札不調及び入札不落の場合は入札結果を公表しないものとする。

第23条 落札者決定の通知

「契約担任者」は、落札者が決定した場合は、「落札者決定通知書」（様式13号）を落札者に通知しなければならない。また、落札者以外については「落札決定の通知について」（様式14号）を通知しなければならない。

2 簡易型においては、技術資料（品質確保・向上に関する提案）における提案の採否通知は、

落札決定後遅滞なく、入札に参加した者に様式12号で行うものとする。

第24条 入札結果の公表

落札者決定の通知をした場合は、

「入札結果等の公表について」に定める別紙様式1-2、様式20号及び「電子入札対象業務委託」以外においてくじ引きにより落札者を決定した場合は「くじ引きの結果について(様式17号)」を長崎県ホームページで公表することとし、「公表用指名選定調書」(様式19号)は、紙による閲覧とする。

2 第12条の規定により審査された者以外の公表内容については、参加者の自己審査点を公表するものであり、申請された内容による競争参加資格及び各評価項目の評価結果を確約するものではない。

3 入札結果の公表は、契約を締結した日の翌日から起算して1年間が経過する日まで閲覧に供するものとする。ただし、入札参加者の企業の技術力の評価結果の長崎県ホームページでの公表は、落札決定日から休日を除いた2週間とする。

第25条 評価内容の履行の担保

簡易型においては、落札決定に反映された提案の担保についての措置として、業務等委託契約書の条項に下記の事項を追加するものとする。

- (1) 落札者は不可抗力等落札者の責によらない場合を除き、様式12号に掲げる事項のうち評価されたものについて業務を履行しなければならず、その部分については、請負代金の変更等は行わない。
- (2) 発注者は、落札者の責により様式12号に掲げる事項のうち評価されたものについて履行が確認できない場合において、業務成績評定を10点減点する。
- (3) 契約締結後、不可抗力等落札者の責によらないで様式12号に掲げる事項のうち評価されたものについて履行できない場合は、請負代金の変更等その後の対応について、発注者落札者で協議して定めるものとする。

第26条 秘密の保持

この要領に基づき申請者から提出された「技術資料等」は、総合評価に関する審査結果を除き、公表しないものとする。

第27条 提出期限等の特例

競争参加資格委員会は、次に掲げる条件に該当する場合、対象業務に係る「技術資料等」の提出期限を短縮、又は延長することができるものとする。

- (1) 緊急性が高く、早期の履行を要する場合
- (2) 高度な技術力を要するため審査手続に時間を要する場合
- (3) その他正当な理由がある場合

附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

この要領は、令和3年 9月8日から施行する。

この要領は、令和4年 4月1日から施行する。

この要領は、令和5年 4月1日から施行する。

この要領は、令和6年 4月1日から施行する。

この要領は、令和6年 9月9日から施行する。

この要領は、令和7年 4月1日から施行する。